**２**

**（身）**

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に交付されます。各種制度を利用する際の証明になります。視覚・聴覚・平衡機能・音声言語又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓機能の障害に対して、障害の程度により１級から６級の区分で手帳が交付されます。

**【申請方法】**以下を障害福祉課に持参してください。

1. 身体障害者診断書・意見書：所定の様式に身体障害者福祉法第１５条指定医が記入したもの
2. 写真：縦４ｃｍ×横３ｃｍ、脱帽・上半身、顔がはっきりと写っている撮影後１年以内のもの
3. マイナンバーカード等（マイナンバーのわかるもの）
4. 本人確認書類（免許証等）
5. 代理申請の場合は委任状（代筆の場合は手帳取得希望者の印鑑が必要です）

**＜次のような場合は、手続きが必要です＞**

1. 住所・氏名・保護者名が変わったとき
2. 手帳を紛失・破損したとき
3. 障害の程度が変わったとき
4. 本人が死亡したとき

**【手続先】**日野市障害福祉課　P9（1\_相談窓口）参照

**の（）　（知）**

知的障害のある方が各種制度を利用する際の証明になります。障害の程度により１度から４度の区分で手帳が交付されます。

**【申請方法】**

**〇18歳末満の場合**

東京都福祉局八王子児童相談所へ申請　P14（1\_相談窓口）参照

**〇18歳以上の場合**

東京都心身障害者福祉センターへ申請　P10（1\_相談窓口）参照

**＜次のような場合は、手続きが必要です＞**

1. 住所、氏名、保護者名が変わったとき
2. 手帳を紛失・破損したとき
3. 障害の程度が変わったとき
4. 本人が死亡したとき

**【手続先】**日野市障害福祉課　P9（1\_相談窓口）参照

**（精）**

精神障害のある方が、各種制度を利用する際の証明になります。障害の程度により１級から３級の区分で手帳が交付されます。この手帳は、２年間の有効期限が設けられています。更新申請の場合は期限の３か月前から受付できます。

**【対象者】**精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方（入院・在宅による区別や年齢制限はありません）。

**【申請方法】**以下を障害福祉課に持参してください。

1. 医師が記入した診断書（精神障害者保健福祉手帳用）、又は精神障害を支給事由とする障害年金証書等
2. 写真：縦４ｃｍ×横３ｃｍ、脱帽・上半身、顔がはっきりと映っている、撮影後１年以内のもの
3. マイナンバーカード等（マイナンバーのわかるもの）
4. 本人確認書類（免許証等）
5. 更新の場合は、精神障害者保健福祉手帳

**＜次のような場合は、手続きが必要です＞**

1. 氏名、住所が変わったとき
2. 手帳を紛失・破損したとき
3. 本人が死亡したとき
4. 有効期間満了後も継続利用する場合（有効期間満了の３ヶ月前から手続可能です）
5. 障害等級の変更があるとき

**【手続先】**日野市障害福祉課　P9（1\_相談窓口）参照

**デジタルアプリ（ミライロID）　（身）　（知）　（精）**

デジタル障害者手帳アプリをスマートフォンにインストールして障害者手帳を登録することで、アプリの画面の表示により、アプリの運営事業者と登録を行っている交通機関や施設等で、障害者の料金減免等のサービスを受けることができるようになります。

※紙やカードタイプの障害者手帳と受けられるサービスの内容や種類は変わりありません。

**【利用可能施設等】**日野市内ミニバス、市内交流センターといった公共施設、市営駐輪場等で減免等をご利用いただけます。日野市内の公共施設等の利用できる場所については日野市ホームページ、公共施設等以外の利用できる場所については、ミライロIDのホームページをご覧ください。

**【ご利用の注意点】**

* 利用できる施設等には、ミライロIDのステッカーが貼ってあります。
* ミライロIDは、利用できる市内公共施設等の利用料金等の減免を受ける場合のみ利用できるものですので、本人確認書類にはなりません。障害者手帳の写しを添付する必要がある場合などはサービスの対象外となります。
* アプリの不具合等、通信環境により、ミライロIDを提示できない場合もありますので、あわせて障害者手帳を携帯することをお勧めします。

**【問合せ】**

アプリのインストール方法や、アプリについてのお問い合わせは、ミライロIDのホームページ「ミライロIDヘルプセンター」をご覧ください。→P１０8参照